



# 資源循環分野の脱炭素化促進事業

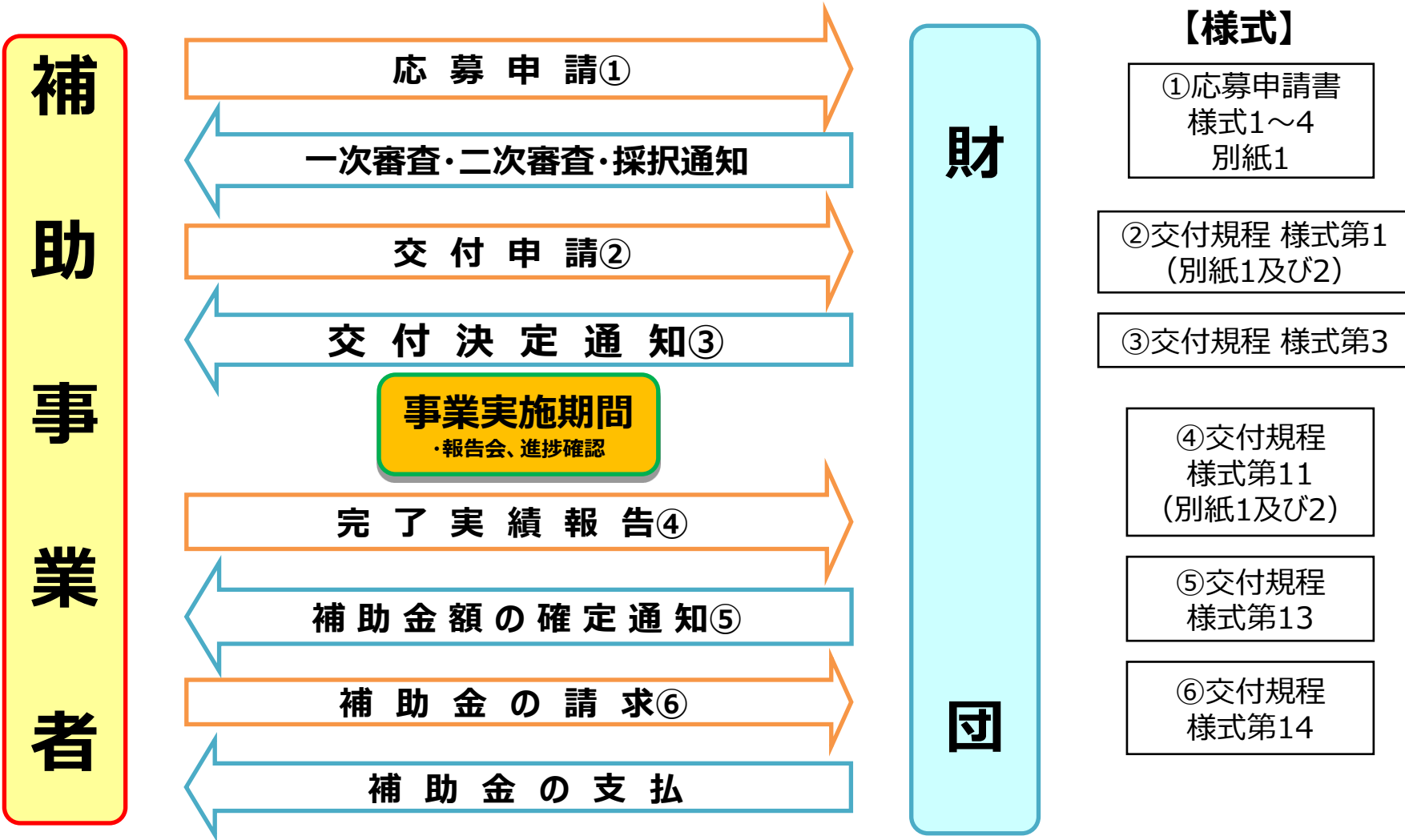
## 公募説明会

2026年4月20日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 海外循環ビジネス支援センター  
塚本、奥山、大内、藪本

※本資料は「公募要領」の記載事項を基に、重要な点を抜粋して作成しております。

# 本事業全体の流れ



# 1.事業の概要 (公募要領p-1)

## (3) 事業の要件

### ①対象事業

ア) 又はイ) に該当する事業であって、数年以内に事業開始を計画しているもの。

ア) 海外において実施される廃棄物等の収集・運搬事業、中間処理事業、リサイクル事業、最終処分事業 (直接エネルギー起源CO<sub>2</sub>が削減されるものに限る。)

イ) 海外において、アの事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業 (直接エネルギー起源CO<sub>2</sub>が削減されるものに限る。)

# 1. 事業の概要 (公募要領p-1)

## (3) 事業の要件

### ② 事業対象国及び地域

ア) JCMパートナー国及び、イ) AZECパートナー国を**優先**とし、ウ) に該当する国は**劣後**とします。

#### ア) JCMパートナー国

対象国については、2025年8月時点で31か国。詳細は下記リンクを参照。

<https://gec.jp/jcm/jp/about/>

#### イ) AZECパートナー国

11か国 (豪州、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)  
詳細は下記リンクを参照。

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/azec.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/azec.html)

#### ウ) 環境協力全般又は廃棄物分野の協力覚書の締結国又は地域及び二国間協力実施国

アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カンボジア、クウェート、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、モザンビーク、モンゴル、ブラジル、ウズベキスタン、カザフスタン、オマーン、バングラデシュ、バヌアツ、台湾、ラオス

# 1.事業の概要 (公募要領p-1)

## (4) 事業者の要件①

※次の①～③の要件をすべて満たす者を対象事業者とします。

### 【いずれかの項目を満たす者】

ア) 我が国に本社又は主たる事務所を置いている法人であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でない法人

イ) 上記①ア) の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている法人

# 1.事業の概要 (公募要領p-2)

## (4) 事業者の要件②

### 【いずれかの項目を満たす者】

ア) 対象となる海外展開事業計画において、自らが事業遂行の中心的な役割を果たすことになる事業者（共同実施の場合（※）には、代表事業者及び共同事業者を指す。）

イ) ア) の者を含む地方自治体やその他の共同事業者からなるコンソーシアム

（※）二者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、その代表者を交付の対象とし、この場合、代表者を「代表事業者」、それ以外の事業者を「共同事業者」と称する。

# 1.事業の概要 (公募要領p-2)

## (4) 事業者の要件③

### 【いずれかの項目を満たす者】

- ア) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、申請書提出までにいずれか一つの項目が「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者
- イ) 自治体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者
- ウ) 自治体における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を取得している者

# 1.事業の概要（公募要領p-3）

## （6）補助金の交付額

全体総額：約4,400万円

一件あたりの交付額割合：補助対象となる経費の1 / 2（中小企業は2 / 3）

※一件あたりの予算下限・上限は設けておりません。

※総額がなくなり次第、公募は終了となります。

※採択金額は応募者が申請する金額と必ずしも一致するものではありません。

※補助事業の全部若しくはその主たる部分の合計額が50%を超えて、第三者に委託、又は請け負わせることはできません。

※事業の経費を共同実施費として積算する場合は、「共同事業実施協定書」の提出が必要となります。

## （8）事業期間

交付決定日から事業完了日または令和9年2月末まで

※本事業は単年度事業となります。

※交付決定日以前の契約及び発注は本事業の対象外となります。

## 2.公募申請（公募要領p-4）

### （2）公募期間

- 公募開始日：4月14日（火）
- 公募締切日：11月30日（月）17時必着

※公募開始から5月15日（金）17時までを一次公募の〆切とします。

※**採択案件が予算上限に達した時点で、公募は終了します。**

※一次公募終了後は、予算の残余状況に応じ、応募書類を受領したもののから随時二次公募となります。

## 2.公募申請（公募要領p-4）

### （3）応募書類

- ①応募申請書（様式1）※公印省略
- ②実施計画書（様式2）
- ③経費内訳（様式3）
- ④事業概要（様式4）
- ⑤定款（共同事業の場合、代表事業者の定款）
- ⑥商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日より3か月以内）
- ⑦企業パンフレット等業務概要がわかる資料

## 2.公募申請（公募要領p-4）

### （3）応募書類

- ⑧経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- ⑨法律に基づく事業者である場合には、法律に基づく事業者であることを証明する行政機関から通知された許可書等の写し
- ⑩環境省競争参加資格（全省庁統一資格） 審査結果通知書の写し

※⑨及び⑩は、本資料p-7を参照。

## 2.公募申請（公募要領p-4）

### （3）応募書類

※経費内訳を作成いただく際は、財団ウェブサイトに掲載している「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」に沿って積算をお願いいたします。

※補助対象経費の区分については別添1対象経費の区分等をご参照ください。  
補助対象外となる経費についてもご確認の上、積算をお願いいたします。

#### 【手引きのポイント】

4. 人件費に関する経理処理（p-8）
5. 旅費に関する経理処理（p-13）
9. 外注費に関する経理処理（p-22）
13. 委託費に関する経理処理（p-29）

## 2.公募申請（公募要領p-4）

### （４）提出方法

応募予定の事業者は、①～⑩を作成の上、公募期間内に補助金申請システム「jGrants」にて当該資料を提出してください。

jGrantsでは、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する事務局からの通知等も、原則としてjGrantsで行います。

jGrantsを利用するには、GビズIDプライムの取得が必要です。

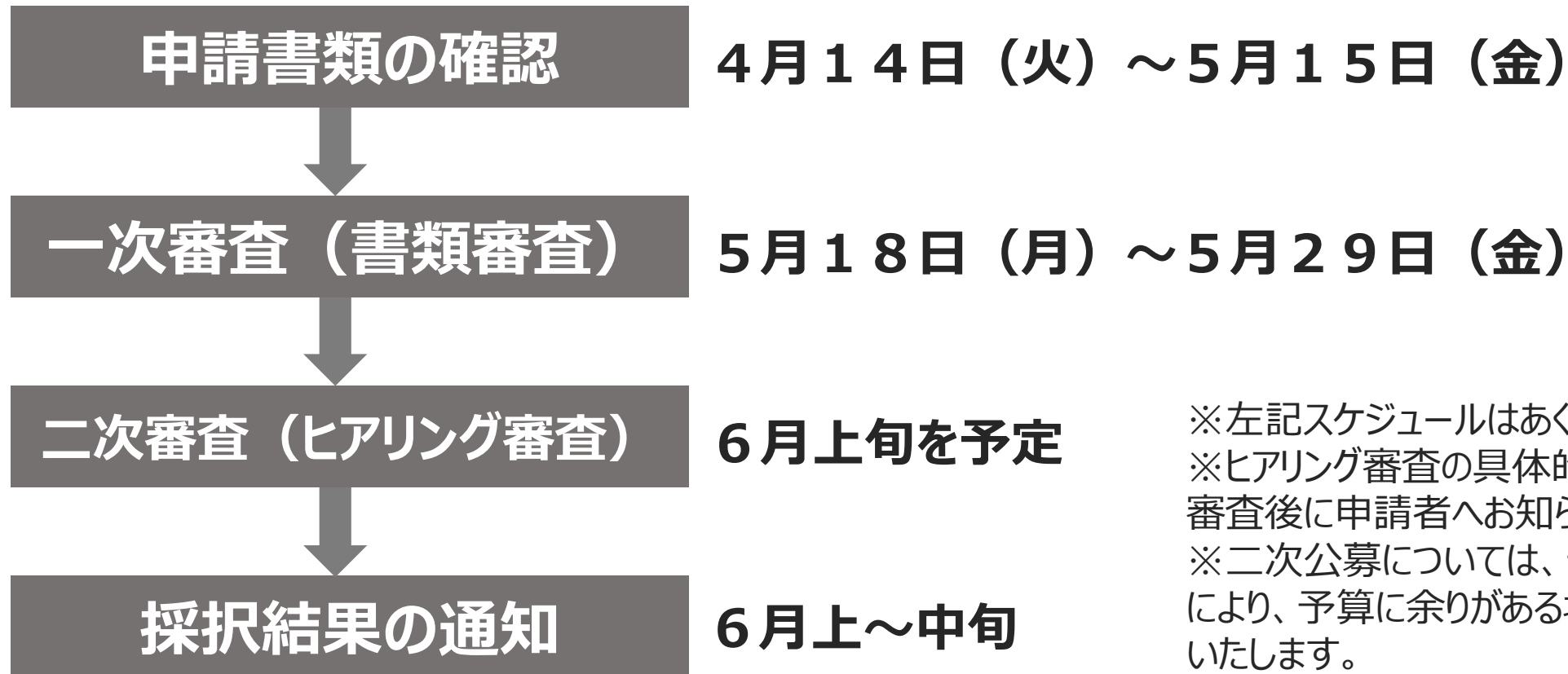
- ・GビズIDホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- ・GビズIDクイックマニュアル：[https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/Manual\\_gbiz-id\\_app.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/Manual_gbiz-id_app.pdf)

※必要に応じて、財団より提出資料の確認や追加資料の提出を依頼することがあります。

### 3.事業の選定 (公募要領p-6)

## (1) 審査の流れ

### ※一次公募期間の審査フロー及び日程の目安



※左記スケジュールはあくまで予定となります。  
※ヒアリング審査の具体的な日時は、一次審査後に申請者へお知らせします。  
※二次公募については、一次公募の状況により、予算に余力がある場合に限り、公募いたします。

# 3.事業の選定 (公募要領p-6)

## (2) 審査項目

一次審査及び二次審査においては、以下の項目において審査を行います。

※詳細は公募要領の評価基準表をご参照ください。

- (1) 循環産業活性化への貢献・3 Rの推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献 (10点)
- (2) エネルギー起源CO<sub>2</sub>を含む温室効果ガス排出削減量及び費用対効果 (45点)
- (3) 業務実施の体制及び事業の実現可能性 (35点)
- (4) 国等による国際協力への貢献・政策的優先課題 (5点)
- (5) カーボンニュートラル実現に向けた応募者の取組 (3点)
- (6) 及び (7) デコ活に関する応募者の取組 (各1点)

※エネルギー起源CO<sub>2</sub>を含む温室効果ガス排出量削減費用対効果 (円/t-CO<sub>2</sub>eq) が一定の水準に満たない **(過年度採択実績平均の2倍 (78円/t-CO<sub>2</sub>eq) を超える)** 場合は、一次審査において不採択とすることがあります。

# 3. 事業の選定 (公募要領p-6)

## (3) 審査結果の通知

・採択された事業については、法人名（共同提案者名を含む。）、国・地域名、プロジェクトの名称、事業概要等をウェブサイトで公表します。

※日本語版と英語版をA4一枚ずつ作成いただきます。

【作成フォーマット】

資源循環分野の脱炭素化促進事業

事業名：

1. 事業実施の団体名  
(事業実施者)

(連携を図る法人名)

2. 対象地域・対象廃棄物等  
(採択年度)

(対象国)

(処理対象廃棄物種類)

3. 海外展開を計画している事業の概要  
(利用技術)

(プロジェクトに関する概要図等)

(事業内容)

(事業の実施体制)

(環境負荷低減効果)

## 4.補助金の交付（公募要領p-7）

- 採択後、事業者は当財団へ交付申請書を提出いただきます。
- 交付申請書提出後、当財団の審査及び環境省の決裁を経て、交付決定となります。
- 交付決定日以前の経費については、**対象経費として認められません。**
- 交付決定額の支払いは事業完了日以降、事業者から提出された完了実績報告書（事業に掛かった経費の請求書等資料）に基づき当財団が検査を行った後、当財団より支払い（事業実施年度内）を行います。
- 交付申請に関する書類については、採択後に当財団の定める書式及び手引きを参考とし、作成いただきます。書式及び手引きについては、審査通過となった事業者へ共有いたします。

## 5. 完了実績の報告・補助金の支払い（報告関連） （公募要領p-8）

- 定例会及び報告会へ参加いただきます。事業の進捗確認を目的として実施し、定例会は当財団、報告会は環境省、審査委員及び当財団が参加の上、実施します。
- 定例会は、採択後及び事業実施期間中は1～1か月半に1回を目安として実施します。事業の進捗状況に応じて実施し、交付決定時から本事業に変更がある場合など、都度当財団とオンラインにて会議を行います。
- 報告会は、中間及び最終報告会にて事業者より進捗報告を行い、審査委員及び環境省からの質疑応答に対応いただきます。**中間報告会は11月～12月、最終報告会は2月の実施**を予定し、**報告会当日は会議参加を最優先**としていただくようお願いいたします。報告会についてもオンラインによる会議を基本とし、日程確定次第、速やかにご連絡します。
- 定例会及び報告会においては、進捗に関する報告資料及びワークシートを作成いただきます。詳細については、採択後に共有いたします。

## 5. 完了実績の報告・補助金の支払い（資料関連） （公募要領p-8）

- 事業報告書は**非公開となります。**

※非公開となるものの、書式等の形式は問いませんが、FSに関する報告資料を作成いただきます。

- 事業完了後においても事業概要資料（公開可能な範囲で）をPowerPointにて作成いただきます。
- その他、本調査事業終了後も海外展開に向けた取り組みの進捗状況及び成果等に関する会議への出席、報告、資料作成を依頼する場合がございます。